

学修の成果に係る評価と修了認定及び卒業
(学則掲載条項抜粋)

第4章 教育課程

(授業科目)

第9条 本学において開設する授業科目、単位数およびカリキュラムは別表1のとおりとする。

(単位の算定)

第10条 授業科目の単位算定は次の基準による。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習および実技については、原則として45時間の授業をもって1単位とする。
ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(修業年限)

第11条 本学における修業年限は2ヵ年とする。

(履修の方法)

第12条 履修科目の履修方法については、履修規程に従うものとする。

(履修科目の届出)

第13条 学生は原則として各学年または学期始めに履修する授業科目を届け出なければならない。

(授業科目再履修の不認)

第14条 既に単位を取得した授業科目については、再履修を認めない。

第5章 単位の認定

(単位認定)

第15条 各科目修了の認定は、試験およびその他の適当な方法による。ただし、演習、実習および第10条第2項に定める授業科目等については、平常の成績により認定することができる。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

第16条 他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位は30単位を越えない範囲内で、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学に留学する場合に準用する。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第17条 短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 本学入学前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位(第57条第1項の規定により修得した単位を含む。)を入学後本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学入学前に行った第17条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなしまたは与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第16条第1項および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(単位の認定に関する特例)

第19条 前3項に係わる単位の認定については、別にこれを定める。

(認定の時期)

第20条 科目修了の認定は、前期末または学年末にこれを行うものとする。

(評価)

第21条 成績は、秀、優、良、可、不可であらわし、不可は不合格とする。可以上を合格とし、その授業科目に所定の単位を与える。

(追認定)

第22条 次の各号の一に該当する学生に対しては追認定を行うことができる。

(1) 成績不可のときは「再試験」

(2) 忌引、感染性の病気等(各々証明書を要する)の理由により認定を受けなかったときは「追試験」

(3) 再試験、追試験の結果、不合格となった授業科目については、特別講義と卒業再試験を行うことがある。

第6章 卒業および学位、免許、資格取得

(卒業要件)

第23条 本学を卒業するためには、本学に2年以上在学し、62単位以上を修得しなければならない。

2 前項の要件を充たした者に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。
(学位)

第23条の2 前条の要件を充たした者には、短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関する規程は別に定める。

(免許、資格の種類)

第24条 本学において取得できる免許の種類および資格は次のとおりである。

幼稚園教諭2種免許、保育士資格、認定ベビーシッター資格

(免許、資格の取得)

第25条 教育職員免許状を受けようとする者は、第23条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法および同法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 児童福祉法第18条の6第1号の規定に基づく保育士資格を得ようとする者は、第23条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に定める科目の単位を修得しなければならない。

3 認定ベビーシッター資格を取得することができる者は、保育士の資格取得に必要な教科目のほかに、公益社団法人全国保育サービス協会が定める「在宅保育」に関する科目を履修して、その単位を取得しなければならない。

履 修 規 程

(総 則)

第1条 学生が卒業資格を得るための履修は、学則およびこの規程の定めるところによる。

(履修の制限)

第2条 同一時限に配当されている学科目を重複して履修することはできない。

2 すでに単位を修得した科目は、再び履修することはできない。

(受 講)

第3条 学科目を履修するためには、その学科目の講義（実技、実習、実験および演習を含む。）を受講しなければならない。

2 講義は、その開講期間によって次の6種類とする。

(1) 通年講義（1年間継続講義）

(2) 前期完結講義

(3) 後期完結講義

(4) 集中講義

(5) 臨時講義

(6) 特別補講

3 通年講義は年度途中からの受講は認めない。

4 同一学科目につき、2つ以上の講義が開講されているときは選択して受講できる。

5 受講すべき講義を特に指定しているときは、前項の規定にかかわらず、指定された講義を受講しなければならない。ただし、正当な理由のあるものについては、教務課の許可を得て、指定外の講義を受講することができる。

6 各講義は、その内容、教育の都合等により受講資格を限定し、受講人員を制限することができる。

(単位の認定)

第4条 学科目の単位の認定は学則第5章による。

(試 験)

第5条 試験は定期試験、追・再試験の区分により行う。ただし、科目により研究報告、論文等をもって前記の試験にかえることができる。

2 試験は原則として学期末に行う。学期末のほか科目担当者の判断により臨時に試験を行うことができる。

3 試験を受けることができない場合は学則によるほか次の各号による。

- (1) 試験開始後20分をこえて遅刻したとき
- (2) 該当科目の出席日数が授業実施時間数の3分の2に満たないとき
- (3) 受験に際し、学生証を携帯呈示しないとき
- (4) 授業料その他の納付金を所定の期日までに納入していないとき

(追試験)

第6条 追試験は次の各号の要領によるものとする。

- (1) 止むを得ない事情（忌引休暇、感染性の病気、就職試験等）のため定期試験を受験できなかった者
- (2) 追試験を希望する学生は、欠席の理由を明らかにする証明書を添え、当該科目の試験当日より3日前に願い出ること
- (3) 追試験票を教務課に提出し、その指示を受けること
- (4) 追試験は、定期試験終了後3週間以内に行う

(再試験)

第7条 定期試験の結果不合格となった学生に対して、再試験を1回限り行うことができる。

(特別補講及び卒業再試験)

第8条 再試験、追試験の結果、不合格となった授業科目については、学長が認めた科目のみ、特別補講と卒業再試験を行うことがある。

(成績評価)

第9条 成績は筆記試験、口述試験、レポートにより評価するものとする。ただし、出欠状況、平常の学習状態を加味して評価することができる。

2 成績の評価は次の基準による。

評価	秀	優	良	可	不可
点数	100～90	89～80	79～70	69～60	59以下

- 3 追試験の成績評価は、良以下とする。
- 4 再試験の成績評価は、可以下とする。
- 5 受験中に不正行為が発覚した場合は、退室を命じ、以後の試験は受験できない。また、すでに受験した当該学期の科目の評価も零とする。